

令和3年 第6回沼田町議会臨時会 会議録

令和 3年8月6日(金)

午後16時35分 開会

1. 出席議員

1番	鵜野 範之	議員	2番	畑地	誉	議員	
3番	久保 元宏	議員	4番	高田	勲	議員	
5番	篠原	暁	議員	6番	伊藤	淳	議員
7番	長野 時敏	議員	8番	上野 敏夫	議員		
9番	小峯	聡	議員	10番	大沼 恒雄	議員	

2. 欠席議員 なし

3. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名
町 長 横山 茂君 教育長 吉田 憲司君

4. 町長の委任を受けて出席した説明員

副町長	菅原 秀史君	総務財政課長	村中 博隆君
産業創出課長	赤井 圭二君	農業推進課長	前田 昌清君
住民生活課長	嶋田 英樹君	建設課長	瀧本 周三君
保健福祉課長	小玉 好紀君	和風園園長	安念 昌典君
旭寿園園長	荒川 幸太君	会計管理者	按田 義輝君

5. 教育委員会教育長の委任を受けて出席した説明員

教育課長 三浦 剛君

6. 職務のため、会議に出席した者の職氏名

事務局長 黒田 美和君 書記 中山 裕樹君

7. 付議案件は次のとおり

(議件番号) (件 名)

会議録署名議員の指名

会期の決定

議案第56号 沼田町営高穂スキー場リフト架替工事の請負契約について

議案第57号 町道東予中央線東栄橋補修工事の請負契約について

議案第58号 令和3年度沼田町一般会計補正予算について

議案第59号 令和3年度沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算について

議案第60号 令和3年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計補正予算について

議案第61号 令和3年度沼田町高齢者グループホーム特別会計補正予算について

(開 会 宣 言)

○議長（小峯聡議長）これより本日を以って招集されました令和3年第6回沼田町議会臨時会を開会します。只今の出席議員数は10人です。定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布のとおりであります。

(会議録署名議員の指名)

○議長（小峯聡議長）日程第1。会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、2番、畑地議員、3番、久保議員を指名致します。

(会期の決定)

○議長（小峯聡議長）日程第2。会期の決定についてを議題と致します。お諮り致します。本臨時会の会期は本日1日間に致したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（小峯聡議長）ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間に決しました。

(一 般 議 案)

○議長（小峯聡議長）日程第3。議案第56号。沼田町営高穂スキー場リフト架替工事の請負契約についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。教育課長。

○教育課長（三浦剛課長）はい。議案第56号、沼田町営高穂スキー場リフト架替工事の請負契約について。下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定によって議会の議決を求める。ただし設計変更に伴い必要があるときは、請負金額の10パーセント以内において変更することができる。記。

1、契約の目的、沼田町営高穂スキー場リフト架替工事。2、契約の方法、事業提案（プロポーザル）方式。3、契約金額、3億800万円。4、契約の相手方、日本ケーブル・教和特定建設工事共同企業体、代表者、日本ケーブル株式会社札幌支店、執行役員札幌支店長、渡辺忍。5、工事場所、沼田町字高穂。6、工期、本契約締結通知日から令和4年11月30日まで。令和3年8月6日提出。町長名でございます。次の頁に資料と致しまして、事業提案の参加者を記載しておりますのでお目通し願います。本工事の概要についてご説明申し上げます。本工事の契約に当っては、近年のスキー場リフトの運行の実際にあった、安全性や操作性、機動性を考慮した内容となるよう、実施設計を含めた事業提案方式による契約方法をとらせて頂

いています。工期は令和4年度のシーズンから利用できるよう、令和4年11月30日までとさせて頂き、内容は調査、測量業務、実施設計、機械製作、リフト工事、既設リフトの解体、受変電設備改修、ナイター設備改修となっており、契約金額のうち、令和3年度は予算に計上している1億円を上限に支払う予定であります。設置するリフトの配置については、管理上の安全性と、最も急な斜面を生かせるよう、現在の場所から13.5メートルから15メートルほど東に移動した位置に設置する内容となっており、また、リフトの搬器については2人掛けを採用し、落下防止の装備としてセーフティバーを装備する内容となっています。搬器個数はこれまでの1人掛け18台から2人掛け38台となりますが、運転速度は0.8から1.8メートル毎秒まで転送可能となっており、時間あたりの輸送力は、時間あたり現在の485人から最大で720人に増強されることとなっています。以上、高穂スキー場リフト架替工事の概要説明とさせていただきます。ご審議の程、よろしくお願い致します。

○議長（小峯聡議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。はい。高田議員。

○4番（高田勲議員）4番、高田でございます。あのプロポーザルなんで、事業提案なんで、この業者に決定した事業提案の中身のポイントがもしあるのであれば教えて頂きたい。そうでなくて、ただ単純に金額だけだよっていうのであれば、そのことについてもご説明を賜りたいというふうに思います。

○議長（小峯聡議長）はい。教育課長。

○教育課長（三浦剛課長）それぞれの業者から事業提案を頂いたところですが、今回選定された日本ケーブル・教和特定建設工事共同企業体につきましては、道内スキー場の施工実績、特に索道を担当する日本ケーブル株式会社でございますが、索道の施工実績等を加味した中での、プロポーザルの中での実績が多く、実際の道内でのスキー場の、失礼しました。ちょっとお待ち下さい。

○議長（小峯聡議長）暫時休憩します。

16時43分 休憩

16時44分 再開

○議長（小峯聡議長）はい。再開します。

○教育課長（三浦剛課長）はい。

○議長（小峯聡議長）はい。教育課長。

○教育課長（三浦剛課長）契約候補者の選定、評価表によりますと、各評価委員8名でございますが、その中の評価の中では、一番大きく差が出ているところにつきましては、類似する業務の実績、業務の円滑に遂行できる体制、運営基盤が的確で

あると、それから、ペアリフト新設に係る事業提案の中での安全性、効率性が特に提案事業者の方が優れているという内容の中から、選定されたという選定結果になっております。

○4番（高田勲議員）いいよ。

○議長（小峯聡議長）他に質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）質疑なしと認め、質疑を終結します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第56号は、原案のとおり決する事にご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長（小峯聡議長）日程第4、議案第57号、町道東予中央線東栄橋補修工事の請負契約についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（瀧本周三課長）議長。議案第57号、町道東予中央線東栄橋補修工事の請負契約について。下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定によって議会の議決を求める。ただし、設計変更に伴い必要があるときは、請負金額の10パーセント以内において変更することができる。1、契約の目的、町道東予中央線東栄橋補修工事。2、契約の方法、指名競争入札。3、契約金額、7,425万円。4、契約の相手方、沼田町字沼田351番地、日本緑化中村株式会社、代表取締役中村剛。5、工事場所沼田町字東予。6、工期、本契約締結通知日から令和4年2月28日まで。令和3年8月6日提出。町長名でございます。本工事の概要についてご説明申し上げます。今回補修を行う町道東予中央線東栄橋は、昭和44年に架設された、橋長63.6メートル、総幅員5.8メートル、沼田町字東予と深川市多度志を繋ぐ橋梁であります。補修工事は沼田町橋梁長寿命化修繕計画に基づき、国の社会資本整備総合交付金を活用し、2カ年計画により実施致します。主な工事内容は断面修復補修、塗替え塗装でございます。なお、次の頁には資料と致しまして入札参加業者を記載しておりますのでお目通しをお願い致します。以上、町道東予中央線東栄橋補修工事の概要説明とさせていただきます。ご審議の程、よろしくお願い致します。

○議長（小峯聡議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。はい。高田議員。

○4番（高田勲議員）あの今説明の中で、沼田町東予と深川市多度志地区を結ぶ橋というような説明があった。それで、この工事は100パーセント沼田町だけが負担して、深川市は出さないことになっておるんだろうなと思うけども、その理由を教えてください。

○議長（小峯聡議長）はい。建設課長。

○建設課長（瀧本周三課長）はい。この橋につきましては、この設置段階からですね、沼田町が設置をし、管理をしてきた橋でございます。深川市からの負担は当時から無かったものでございます。以上です。

○4番（高田勲議員）分かりました。いいよ。

○議長（小峯聡議長）他に質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）質疑なしと認め、質疑を終結します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第57号は、原案のとおり決する事にご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長（小峯聡議長）日程第5、議案第58号、令和3年度沼田町一般会計補正予算についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。総務財政課長。

○総務財政課長（村中博隆課長）はい。議案第58号。令和3年度沼田町一般会計補正予算について。令和3年度沼田町一般会計補正予算を別冊のとおり提出する。令和3年8月6日提出。町長名でございます。別冊の令和3年度沼田町一般会計補正予算（第5号）1頁をお開き下さい。令和3年度沼田町一般会計補正予算（第5号）。令和3年度沼田町の一般会計の補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,763万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ51億6,328万9千円と定める。2項省略させていただきます。令和3年8月6日提出。町長名でございます。7頁をお開き願いたいと思います。7頁、歳出でございます。2款総務費、1項10目振興費、12節委託料、205万4千円の増額補正ですが、先

の臨時会で議決頂きましたキャンパスライズプロジェクトですが、全国の大学生2,278名からの応募がありまして、予定では2,000名を対象とし支援することとしておりましたが、頂戴した寄附金の中から278名分の支援が可能なことから、全員を支援するのに不足する委託料70万円を増額補正すものです。財源は、ふるさとづくり基金指定寄附金を補正額と同額計上してございます。また、ふるさと沼田町からのエールお届け事業でございますが、沼田町出身の大学生など、コロナ禍にあり頑張っている将来を担う沼田っ子に沼田産 雪中米を提供することとし、発送業務に係る委託費用135万4千円を計上してございます。財源は、新型コロナ対応地方創生臨時交付金を補正額と同額計上してございます。17目スコアセンター費、18節負担金補助及び交付金、500万円の増額補正ですが、コロナ禍で宿泊者が激減しており、宿泊需要の早期回復を図るため、期間を限定した中で温泉宿泊者へ1人5,000円、先着1000名を対象に料金割引を行う費用として、500万円を計上しております。財源は新型コロナ臨時交付金です。2項徴税費、2目賦課徴収費、22節償還金利子及び割引料、30万円の増額補正ですが、確定申告により法人税割の還付が多額となったことから増額計上するものでございます。3款民生費、1項2目高齢者福祉費、27節養護老人ホーム特別会計繰出金、50万円の増額補正ですが、感染症対策で介護施設入所者に外出や催し、面会の制限を余儀なくされ、精神的な負担を強いている状況であり、食による楽しみを提供するにあたり、養護老人ホーム特別会計へ繰出するものであります。3目介護支援費、27節繰出金、44万5千円の増額補正ですが、今ほど説明しました和風園と同様に、繰出を行うものであります。財源は、新型コロナ臨時交付金を補正額と同額計上してございます。8頁をお開き下さい。4款衛生費、1項9目暮らしの安心センター費、12節委託料、392万3千円の増額補正ですが、施設の安全安心を確保するための補修設計に係る費用を予算計上してございます。7款商工費、1項1目商工業振興費、1,590万円の増額補正ですが、長引く新型コロナ感染症の影響により、売上が低迷している町内商店街での消費喚起を促す取り組みとして、昨年より3回にわたり、商品券の配布を全町民に行っているところでありますが、道内における感染状況は、依然として収まる気配がなく消費低迷が危惧されることから、第4弾として全町民に商品券を配布し、町内商店の経済回復、経営維持、更には町民の生活支援に繋げようとするもので、それらに係る事務的費用と12節委託料、1,467万9千円は商品券の換金業務を商工会に委託するものでございます。10款教育費、5項4目スキー場管理費、21万円の増額補正ですが、高穂スキー場整備に当たり、実施設計等進めているところでございますが、整備区域内に国有地が存在することが判明したところでございます。北海道国税局と協議した結果、その土地を購入し整備することとなり、分筆測量に係る費用と土地使用・購入に係る

費用を予算計上させて頂いてございます。12款諸支出金、1項5目ふるさとづくり基金費、24節積立金、ふるさとづくり基金指定寄附積立金、70万円の減額補正ですが、ライスプロジェクトの支援米発送委託料の財源とするため、予算を組み合わせるものです。6頁へお戻り下さい。歳入です。12款地方交付税、1項1目地方交付税、443万3千円を増額するものでございます。今回提案しております歳出予算に特定財源などを充当しても、なお不足する額について地方交付税を増額いたしまして、収支の均衡を図ったものでございます。16款国庫支出金、2項1目総務費国庫補助金、635万4千円の増、2目民生費国庫補助金、94万5千円の増、6目商工費国庫補助金、1,161万5千円の増額補正は、歳出で説明致しました新型コロナ臨時交付金充当事業の財源として計上してございます。20款繰入金、1項1目財政調整基金繰入金、428万5千円の増額補正は、歳出7款商工費でご説明致しました、商品券配布事業の財源不足分として財政調整基金の繰入実行について計上致してございます。以上、申し上げます、提案説明とさせていただきます。ご審議の程、よろしくお願い致します。

(会議時間の延長)

○議長（小峯聡議長）説明が終わりました。ここで、議長より会議時間の延長を宣告します。本日の会議時間は、すべての日程が終了するまで予め延長したいと思います。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。畑地議員。

○2番（畑地誉議員）2番、畑地です。あの、暮らしの安心センターのことについてちょっとお伺いします。あの、今年の冬と言いますか、昨シーズンと言いますか、あの冬の間ですね、相当こう色んな民間の、まあ私どもの回りの近所でもそうですし、民間の業者もそうなんですけども、冬損と言ってあの冬の間被害ってのは相当ありました。ハウスも含めて家も含めて納屋も含めてなんですけども、大抵はですね、あの、保険で直すという人が多いです。あのちょっと公共的な施設がどういう保険に入ってるのかということをちょっと教えて頂きたいんですが、まずあの火災保険等については多分入られてるのかなと思いますけれども、掛金については火災保険はそんなに高くはないと思います。あの建物更済ですとかそういったものについての保険を検討してみてもどうかというふうに関ここ施設の場合は私は思います。というのはですね、例えばあの保険会社っていうのは見積もりの段階では多分あんまりお金は取らないと思いますし、この建物を算定するにあたって色んな保険の数字の根拠を調べてくれると思うんですね。そこは第三者機関と私は類似してるのかなというふうに思いますんで、是非ちょっと保険の見積もり等も考えてみてはどうかと思いますんで、提案させていただきます。

○議長（小峯聡議長）はい。総務財政課長。

○総務財政課長（村中博隆課長）安心センター、まあこの庁舎等も全部そうなんですけれども、建物更済ということで、まあ保険の方には入ってございます。で、まあ安心センターの部分については対象になるかならないかっていうのは、今あのそれこそ工事費だとかなんか算定した中で保険屋の方に送り込まなきゃいけないものですから、今はまだその段階ではないところではございます。で、実際、ま、災害等というかそういった被害が出て、まあ安心センターでいきますと、その梁の部分を修繕かけなきゃならないということで、その形あるものが壊れたものに関しては、多分保険の対象に、ま、なるかならないかはちょっと私の方でははっきり判断できませんけれども、例えばそれにプラスアルファ、まあ今色々と話があったかもしれませんけど、下から梁を入れたりだとか、新しいものを足すだとかっていうことに関しては、保険は適用にはならないとは思いますが、その今あるものを補修するっていうことでは保険の対象にはなるかなとは思ってはおりますが、はっきり今おりません。はい。

○2番（畑地誉議員）はい。

○議長（小峯聡議長）はい。畑地議員。

○2番（畑地誉議員）はい、あの今の説明だと途中から入ることが難しいというような説明にちょっと聞こえるんですけども、いや私どもあの例えば納屋ですとか色々な建物、途中から入るのは普通にありますし、またあの見積もり自体もですね、別にそのこういった建物なんでどうこうっていうことで、色々な事は言われると思うんですけども、まあちょっとその見解がちょっと理解できないんですけども、もう1回お願いします。

○議長（小峯聡議長）はい。総務財政課長。

○総務財政課長（村中博隆課長）私の説明が悪かったのかどうかあれですけども、建物についてはあの当初から保険の方は入っております。はい。なんで、あの途中から入るとかそんなことではないです。あ、途中から入れるっていうのはあの、例えば新たなものを、新たなものを柱を例えば付け足すだとか、そういったものの、には適用にならないよっていう話です。はい。

○2番（畑地誉議員）すみません。

○議長（小峯聡議長）はい。畑地議員。

○2番（畑地誉議員）あの、であるならば、保険に入っているという事であれば保険の対象にならないというその理由をお伺いしたい。

○議長（小峯聡議長）はい。総務財政課長。

○総務財政課長（村中博隆課長）はい。まああの、いずれにしても調査かけてですね、で、あのどこまで保険の対象になるのかっていうのも、ま当然、調査かけて今こういうことで直したいんだってことで、保険屋の方には持っていきますんで、そ

の中で、保険屋の方でここまでしか出ませんよって言うのか、全部拾ってあげれますよって言うのは、まああの保険屋との相談とはなりますんで、あの私ができるとかできないとかって言うことはちょっとここでは控えさせてもらえればと思います。

○2番（畑地菅議員）分かりました。

○議長（小峯聡議長）他に。はい。鵜野議員。

○1番（鵜野範之議員）1番、鵜野です。私も暮らしの安心センターの関係で質問させてもらいたいと思うんですけども、今回400万の予算が、あの予算が補正で出たわけですけども、これについては、私が6月の定例でどうなっているんだっていう中で質問したんですよ。で、その中で7月までにはあの、内容を十分検討して報告したいと、で、報告を受けたのは昨日受けて今日全員協議会の中で報告を全員の方にした。で、あの一応一般質問をした中で、質問内容をきちっと答える前に予算組がされていて、あのこれを通してくれって言うのはあまりにも乱暴な進め方ではないかなというふうに思っております。ただね、今これを通さないと中々この安心センター、あの、工事が遅くなるという事も十分分かってるんですけども、あまりにもあの議会を軽視した進め方ではないかなというふうに思うんですけども、町長如何でしょうか。

○町長（横山茂町長）はい。議長。

○議長（小峯聡議長）はい。町長。

○町長（横山茂町長）決してそのような事は私は思っておおりませんし、仮にそのように受けたとするならば改めてお詫びを申し上げます。是非とも本件につきまして、1日も早く改修をする対応についてですね、ご理解を頂きますようよろしくお願い申し上げます。

○1番（鵜野範之議員）はい。

○議長（小峯聡議長）はい。鵜野議員。

○1番（鵜野範之議員）えっとあの、今回はって言う言い方もおかしいんですけども、今後はやはりあのそういった質問に対して、きちっと応答しながら、お互い理解した中で次進む方向をもっていかないと、この短期間で全員協議会で30分ぐらいの、あまりの中で理解してくれって言うのはあまりにもちょっと乱暴かなというふうに思いますんで、今後気を付けて頂きたいと思います。

○議長（小峯聡議長）はい。町長。

○町長（横山茂町長）ご意見のあったように、今後十二分気を付けて対応させていただきます。

○議長（小峯聡議長）他に質疑ありませんか。はい。高田議員。

○4番（高田勲議員）4番、高田です。私は町民の使用に関する不安を払拭するために、そこに今、構造に手を加えることにはまったく異存はないんですが、あの木

がっぱいの雰囲気、柱の少ないあの空間もすべて町民がワークショップで構築したものであります。ですから、町としてはその町民の努力と想いを最大限に尊重した補修をしなければいけないというふうに思います。柱を入れるっていう話もありますが、柱の本数もなるべく少なくして、目立たないようにして頂きたい。それから木をいっぱい使った雰囲気も壊さないで頂きたい。極端なこと言ったら、出来るかどうかわかりませんよ、夏外してほしい、柱を。それらも含めて是非検討していただきたいというふうに思うが、これは町長若しくは副町長にご回答賜りたいというふうに思います。

○町長（横山茂町長）はい。

○議長（小峯聡議長）はい。町長。

○町長（横山茂町長）ご主旨についてはですね、あの我々も十二分そこに配慮しなきゃいけないというふうに思ってますし、ただあの建築基準法上、設計をちょっと今してみないとですね、取り外しということが出来るのかどうかちょっとここでは即答できませんけども、私個人としても柱は外せるほうが良いというふうに思っておりますので、その点は調整、協議をさせて頂きたいというふうに思います。

○4番（高田勲議員）いいよ。

○議長（小峯聡議長）はい。他に質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第58号は、原案のとおり決する事にご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長（小峯聡議長）日程第6、議案第59号。令和3年度沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。和風園園長。

○和風園長（安念昌典園長）はい。議案第59号、令和3年度沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算について、令和3年度沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。令和3年8月6日提出、町長名でございます。別冊の令和3年度沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算(第3号)の1頁をお開き下さい。

令和3年度沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算(第3号)。令和3年度沼田町の養護老人ホーム特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ50万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億1,733万9千円と定める。2項については省略させていただきます。令和3年8月6日提出、町長名でございます。

(「説明省略」の声あり)

以上でご説明とさせていただきます。ご審議の程、よろしく申し上げます。

○議長(小峯聡議長)説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小峯聡議長)質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小峯聡議長)ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第59号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小峯聡議長)ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長(小峯聡議長)日程第7、議案第60号。令和3年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。旭寿園園長。

○旭寿園長(荒川幸太園長)はい。議案第60号、令和3年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計補正予算について、令和3年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。令和3年8月6日提出、町長名でございます。別冊、令和3年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計補正予算(第2号)の1頁をお開き願います。令和3年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計補正予算(第2号)。令和3年度沼田町の特別養護老人ホーム特別会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ40万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億7,676万8千円と定める。2項については省略致します。令和3年8月6日提出、町長名でございます。それでは今回の補正内容の

(「説明省略」の声あり)

ご審議の程、よろしくお願い致します。

○議長（小峯聡議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第60号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長（小峯聡議長）日程第8、議案第61号。令和3年度沼田町高齢者グループホーム特別会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。なごみ施設長。

○なごみ施設長（荒川幸太施設長）はい。議案第61号、令和3年度沼田町高齢者グループホーム特別会計補正予算について、令和3年度沼田町高齢者グループホーム特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。令和3年8月6日提出、町長名でございます。別冊、令和3年度沼田町高齢者グループホーム特別会計補正予算（第3号）の1頁をお開き願います。令和3年度沼田町高齢者グループホーム特別会計補正予算（第3号）。令和3年度沼田町の高齢者グループホーム特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,484万7千円と定める。2項については省略させていただきます。令和3年8月6日提出、町長名でございます。それでは今回の補正内容の主な内容についてご説明致します。

（「説明省略」の声あり）

以上で説明終わります。ご審議の程、よろしくお願い致します。

○議長（小峯聡議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第61号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

（閉 会 宣 言）

○議長（小峯聡議長）以上で、本臨時会に付議された案件は全て終了しました。これにて、令和3年第6回沼田町議会臨時会を閉会致します。ご苦労様でした。

17時14分 閉会

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長 小岸 聡

署名議員 畑地 啓

署名議員 久保 元宏